

情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会

要配慮個人情報ワーキンググループ（第4回）

日時：2023年3月15日（水）13時00分～15時00分

場所：Web開催

構成員）森主査、石見構成員、高口構成員、長島構成員、長田構成員、山本構成員

オブザーバー）内閣府 健康・医療戦略推進事務局、個人情報保護委員会事務局、

厚生労働省、経済産業省、一般社団法人日本IT団体連盟

事務局）総務省

☐資料4-1 要配慮個人情報WG とりまとめ（案）

☐資料4-2 情報信託機能の認定に係る指針 改定（案）

☐参考資料4-1 要配慮個人情報ワーキンググループ（第3回） 議事概要

（1）要配慮個人情報WGのとりまとめ（案）について

（2）「情報信託機能の認定に係る指針」の改定（案）について

（3）意見交換

☐意見交換

<要配慮個人情報WGのとりまとめ（案）について>

●明確な便益の定義だが、健康・医療に関するメリットになると「確実に」というのが本当に保証されるのか難しい。体質には当然ながら個性があり、例えば体重を減らすことが本当にその人にとってメリットなのかといった非常に不確実なものが発生する。大多数の人はメリットを受けるが、一部の人にとっては、これがメリットではないということがあり得るのではないか。したがって、ここで「確実に」と記載されていた場合、確実ではなかったという係争につながる可能性もあるので、「確実に」を削除して「その便益がもたらされると認めるに足る合理的根拠」とした方がよいのではないかと。

また、不利益がないことは当たり前だから書いてないと思うが、便益があっても不利益が同時に存在することもあり得るので、「不利益が生じない」といったことは付け加えたほう

がよい。(山本構成員)

⇒ 指摘は誠にごもっともである。「確実に」との記載をやめるというのものもあるが、案として「多くの人にとって健康上の便益がある」や「多くの人にとっては健康上の不利益がないとされている」のような定義を記載し、このようなものを便益としているとするのがよいと考えた。(森主査)

● 「明確な便益」に「確実に」はない方がよい。医療には100%はないというのが前提なので「その便益がもたらされるのを認めるに足る根拠」と記載するのがよいだろう。直接的便益と間接的便益の整理は分かりやすく整理されており、間接的便益のみの部分は今回の対象外だが、その上で、「今後の運用状況を踏まえて検討」としたことは、改めて大事なことであると思う。前回の議論であったように間接的便益は、コミュニティが近くなれば、本人にとっても直接的な便益につながってくると思うので、情報銀行の制度が広がっていけば、ここも視野に入るべきではないかと考えている。

医療専門職の関与について、「かかりつけ医」と記載があるところと「かかりつけ医等」と記載が統一されていないので「かかりつけ医等」でまとめた方がよい。また、「患者」の記載もあるが、このようなヘルスケアの情報は、患者になる手前の人たちも対象になるのではないかと考えており、そうなるという意味、国民全体や病気の手前の人たちもカバーするところに価値があるので、「患者」に限定しない表現でもよいのではないかと。

この検討のスコップ外の匿名加工に関しては、間接的な便益の部分は、恐らく多くの場合、匿名加工された状態を第三者に提供していくのではないと思うが、それがスコップ外と見えないか。見せ方の問題かもしれないが、要配慮個人情報を個人の同意を得て、匿名加工して第三者提供しているフローが下にある気がするのだが、検討のスコップ外ではないのかと思ったので、そこは確認したい。(石見構成員)

⇒ 表現について細かく見ていただき感謝申し上げます。間接的便益については、以前からの御指摘のとおりで、重要な御意見をいただいた。

匿名加工情報も健康・医療分野の情報として有効に活用されるべきではあるが、情報銀行の認定という仕組み自体が匿名加工情報を対象外にしており、その関係で機械的に対象外になっている。情報銀行の仕組みの中核部分が、どうやって有効な同意を取るか、第三者提供等の有効な同意をどうやって本人から取るかというところに主眼が置かれており、匿名加工情報のように基本的には同意なく流通させてよいものはこれま

では対象外にしていた。今後、認定情報銀行の枠組みの中でも匿名加工情報を入れた方がよいということになれば、取り扱うことにもなるかとは思いますが、そのためにはまず健康・医療情報を認定情報銀行の対象にするということを先にしたほうがよいと考えている。(森主査)

⇒ 特に間接的な便益の部分は匿名加工をして使っていくのではないのかと思うが、それは情報銀行の今のスキームに入っているのではないのか。従来の次世代医療基盤法による方法ではなく、同意を取っているのでさらに丁寧にやっていると思う。同意を取っているが間接的便益のためにどこかに提供するときは匿名加工化して提供することが多いのではないかなと思ひ、それが対象外に見えないかなと思った。提供先に提供する前に、情報銀行が匿名加工することもあるのではないのか。(石見構成員)

⇒ 情報銀行自体が匿名加工することを想定していない。利活用の仕組みとしてはあるかとは思ひが、今の認定対象の情報銀行は、匿名加工して流通させるという機能を果たすのではなく、個人情報状態で本人の同意を得て提供するということを中核にしている。今後、情報銀行でも匿名加工情報を扱ってほしいというニーズに応じて対象にするということはある得るとは思ひ。また、今のところ間接的便益も基本的には全て個人情報で第三者提供を行っている中、安全性のために匿名化のレベルを落とし提供先では誰か分からない状態で流通させることは、スコープの中に入っているが、それは匿名加工情報とはまた違ひ。(森主査)

●先ほどの山本構成員の御提案に賛成する。「確実」ではなく、「合理性・合理的な根拠」ということでよい。また、「不利益が生じない」ということも追加すべき。(長島構成員)

●現状の認定指針では、情報銀行は匿名加工してはいけないのか。やるなどとは言っていないけど、認定の対象にはなっていないという理解でよいのか。(山本構成員)

⇒ 基本的にはその理解。認定指針は禁止していることはなく、こういうパターンについては認定をするというルールになっている。匿名加工を禁止はしていないが、その第三者提供の同意は取ることになっている。そうすると、同意をした上で匿名加工することになるが、情報銀行がそのようなことを行うのはあまり想定されていないと考えている。(森主査)

●様々ご意見をいただいたが、「確実に」という部分を削除することや、不利益がないことについても求めるべきといった点については、取りまとめ資料及び認定指針の改定案の修正を行いたいと考えている。(事務局)

●利用用途の制限についてはきれいに整理されており、特に「明確な便益」と「公益性」の整理は非常にいいまとめ方になったのではないかと。「公益性が求められる」ということが言及されたことで、「利用者個人以外のために利用」となった際に、自分の要配慮個人情報、例えば広告ターゲットの分析や公益性のない特定のサービスのターゲティング、レコメンドのような形で使われないということが確保されたので、非常によい考え方だと思う。

「明確な便益」に関連すると、付加的サービスにクーポンやポイント付与を置いたことで、ポイントを渡すから要配慮個人情報をもって研究開発に使うというようなことができなくなったということは、いいまとめになったのではないかと。

その上で、要配慮個人情報を使って研究開発や個人へのサービス提供をするものが展開されていったときに、例えば、集めた要配慮個人情報を研究開発のためにほとんど使い、個人にメリットを返すときは、収集した要配慮個人情報のほんの一部にしか活用しないということもあり得るかもしれない。要配慮個人情報を活用した直接的便益というのは形としては満たすがメインは間接的便益であるといったことがあり得る可能性について、データ倫理審査会で審査されることを望みたい。

それに関連し、根拠の妥当性の判断は「医療専門職の参加するデータ倫理審査会への諮問」と記載されている。メインは医療サービスになるのでこの条件をつけるのは賛成だが、保険関連サービスや情報提供サービスも想定される中、こういったサービスの妥当性判断には、医療専門職よりもそのサービスの専門職の方が適切なのではないかと。サービスの情報提供という広告自体が根拠として妥当かどうかというところは、医療専門職ではない人も入った方がいいかもしれない。「医療専門職以外が参加してはいけない」と記載されていないので参加していいと思う。サービスの特性に合わせた専門職に入っただけで妥当性の判断をしなくてはいけない場面が出てくるのでは。(高口構成員)

⇒ 健康・医療関係サービスだと医療専門職なのだろうが、例えば子育て支援であれば、その分野の専門家にデータ倫理審査会に入るということになるのであろう。最後の指摘については高口構成員の指摘のようにした方がよいと思った。

もう一方の指摘は非常に難しい話である。全く御指摘のとおりであり、研究のため

には様々な項目のデータが要る。当然、本人にリターンをしないといけませんが、その本人のリターンに使うデータはごく一部ということが、駄目と感じはするが、もらったデータについて全て、何か返さないといけなかつたとなると、それも厳しいような気がする。(森主査)

⇒ 私としては、収集した情報を全部使って、個人にも返さなくてはならないということ
を申し上げているわけではなく、研究開発には多様な要配慮個人情報が必要であるから、どの程度までが許容されるかというのは、やはりケース・バイ・ケースであるが、
ただ、データ倫理審査会等で判断されるとか、少なくとも個人への説明というのは必要
だというスタンスで意見を申し上げた。(高口構成員)

⇒ どこまでを直接的便益と言えるかについての考え方や、データ倫理審査会にサービス
特性に合わせた専門職の参加を求めることについては、将来的な検討事項とさせて
いただきたい。(事務局)

<「情報信託機能の認定に係る指針」の改定(案)について>

●「民間PHR事業者による健康等情報の取扱いに関する基本的指針」における「健診等情報」とは「個人情報保護法上の要配慮個人情報で次に掲げるもの、及び予防接種歴とされている」の中で、「個人が自ら測定又は記録を行うものであって、医療機関等に提供する情報」というのは、具体的にどういったものなのか。(森主査)

⇒ 一番典型的な例は、自分で血圧を測って、それを記入していくというようなものだと思うが、定義上は要配慮個人情報には入っていなかったように思える。また、医師の指示で自己血糖測定を記録するものもあるが、それも判断は難しい。(山本構成員)

⇒ 医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた検査の結果は、要配慮個人情報なのだが、本人の場合、医師その他医療関連職務に従事する者とは言いにくいと思われる。(森主査)

⇒ 最近是非常に技術が進んできており、例えば腕に素子をつけていると、小さな針が刺さっていて、それで24時間血糖モニターができるという装置を医療機関でつけるというのもあり得る。その場合、数値はセンサーの装置で見るが、それは本人が見るだけであり、記録は多分送信されるので、本人が記載することはないと思う。その場合は、医師の指示で行われる検査になるのではないかと。PHRの場合は、要配慮個人情報とされ

ているが、情報銀行の指針で、それを要配慮情報と捉えなくてもいいような気はする。

(山本構成員)

⇒ その辺は引き継ぐかどうかは、別途検討とさせていただきたい。議論していく中でその取扱いについて適合されないと判断した場合は、情報銀行は情報銀行の定義で記載することがよいのと考えた。(森主査)

⇒ この部分については、PHR指針の定義をそのまま記載しているところではあるが、その情報について補足できるようなことがあれば、検討したい。(事務局)

●森主査はじめ構成員の方々におかれては、全4回にわたるワーキンググループにおいて精力的に御議論いただき、感謝申し上げたい。

今回のWGで、情報銀行において、健康・医療分野の要配慮個人情報を取り扱うに当たっての留意事項等を無事に取りまとめることができた。近年、パーソナル・ヘルス・レコード、いわゆるPHRの活用シーンが広がりを見せており、その中で、本WGの議論も、社会的に高い関心を持って受け止められてきたものと認識をしている。本WGで検討が行われてきた事項については、情報銀行認定ということにとどまらず、今後のPHRの普及に当たって、大変大きな示唆を与えるものであると受け止めている。このような大変難しい課題の取りまとめにご尽力いただき、様々な貴重な御指摘をいただいた構成員の方々には、改めて深く御礼を申し上げたい。本取りまとめ案については、今後、親会に御報告をさせていただき、御了承を得られた場合は、パブリックコメントに付することを予定している。そして、可能であれば、6月頃を目途に認定指針を改定できればと考えている。

総務省としては、引き続き、パーソナルデータの安心・安全な流通を確保し、その活用を促進するという観点から、認定情報銀行の普及に取り組んでまいりたい。(事務局)

●長期間にわたり、様々な有益なインプットをいただき。私も大変勉強になった。今後、情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いについては、本WGの報告をもとに、親会である検討会で議論を進めることになる。本格的に要配慮個人情報の取扱いを認定対象とするということになり、この要配慮個人情報の議論自体は、ほぼ毎年やっていたが、そういう意味でも今回は非常に大きな一歩となった。その議論の中身も、難しい問題について活発に御意見をいただき、非常に大きな貢献をしていただいたと思う。感謝申し上げたい。

(森主査)

●本WGの取りまとめ資料及び情報信託機能の認定に係る指針の改定案については、本日の議論があった点の修正を踏まえ、改めて構成員の皆様にご確認いただいたものを、親会である「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」の次回会合において報告をさせていただく。（事務局）